

番 号 : 140037

国 名 : インドネシア

担当部署 : 地球環境部 森林・自然環境保全第一課

案件名 : 保全地域における生態系保全のための荒廃地回復能力向上プロジェクト (チーフアドバイザー業務)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月中旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 9.5M/M、合計 10.0M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	285日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月26日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域^注での業務経験 8点
 - ③語学力^注 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	森林保全にかかる各種業務
対象国/類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

インドネシア国は1億2,300万haという広大な森林面積を有し、ブラジル国とコンゴ民主共和国に次いで世界第3位の熱帯林面積(世界の約10%)を有している。この豊かな森林資源は、世界の約20%に相当する野生動植物の主な生息地となっており、生物多様性を支えるうえで貴重な存在である。さらに、近年では気候変動の観点からも、その保全と回復の重要性が国際的に注目されている。

他方、オイルパーム・プランテーション等のための森林開発、違法伐採、森林火災等による森林減少・劣化が続いており、荒廃した森林面積は5,900万haに達し、全体の森林面積の48%が劣化した状態にあるといわれている。この荒廃した広大な森林の回復にあたっては、まずは優先度の高い地域から取り組んでいく必要がある。生態系保全の要として法的に指定されている保全地域は優先的に対処すべき地域であるが、保全地域の60%(1,600万ha)を占める国立公園は荒廃地回復の取り組み強化が喫緊の課題となっている地域といえる。

国立公園において荒廃地の回復事業を推進するための重要な課題の一つは、国立公園を所管する森林保全・自然保護総局(PHKA)および各国立公園当局の体制をより強化することであり、具体的には事業実施に必要な「制度」、「技術」、「資金」の3つの側面から、この課題を整理していくことが重要である。これらの観点から見れば、制度面においては、荒廃地回復のための関連の政令およびガイドラインが複数存在するものの、現場となる国立公園で適用するにあたり、既存制度間で矛盾や過不足があり整理が必要な状況にある。技術面では、荒廃地回復に活用できる多くの技術がインドネシア国独自あるいは海外の支援で開発されているが、これらの情報が拡散して存在し、十分に有効活用されていない。また、資金面では、不足する政府資金を補うために民間企業からの支援など外部資金の導入を促進する必要があるなど、多くの課題があることがわかる。

インドネシア国政府は、上記課題に対処するため保全地域における生態系保全のための荒廃地回復について制度、技術および資金面から能力向上を図ることを内容とする技術協力を我が国に対し2007年度に要請し、要請内容を踏まえた調査・協議の結果、協議議事録が2010年2月19日に署名交換された(2010年7月29日一部変更)。この協議議事録に基づき、本プロジェクトは林業省森林保全・自然保護総局(PHKA)をC/P機関として2010年3月から5か年の計画で開始し、長期専門家2名によりプロジェクトが運営されている。

本プロジェクトでは森林地域のうち国立公園を対象を絞り、プロジェクトサイトとなる国立公園を設定して協力範囲を明確にし、その上で、荒廃地回復を促進するための制度、技術、資金面の3側面を一体的に捉える包括的アプローチをとることを特徴としている。加えて、既存資源の有効活用、民間企業やNGO等パートナー組織との連携強化により、効率的かつ効果的な事業展開を目指すことで、C/P機関である林業省PHKAおよび各プロジェクトサイト国立公園事務所等の関係機関のマネジメント能力を強化することを基本戦略としている。

本プロジェクトの長期専門家は以下の2名である。

- (1) チーフアドバイザー(2014年2月14日まで)
- (2) 業務調整/荒廃地回復

7. 業務の内容

本専門家は、すでに派遣されている「業務調整/荒廃地回復」専門家と協力し、チーフアドバイザーの後任として、プロジェクト全体を総括し、運営管理全体に関する企画・立案を行い、その実施の責任を担う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2014年4月中旬)

ア 本プロジェクトの内容及び業務内容を把握する(関連機関、ドナー活動及び民間等の活動情報の収集・分析、現行の業務内容の引継ぎ等を含む)。

イ 業務従事期間(全体)に関するワークプラン(英文)を作成しJICA地球環境部に提出し、承認を得る。

- (2) 第1次現地派遣期間(2014年5月下旬~2014年7月下旬)

ア ワークプランを基に、JICAインドネシア事務所、C/P機関に対して業務内容を説明し合意

を得る。

- イ プロジェクト運営管理全般に関する企画・立案を行う。
 - ウ プロジェクトの進捗に係るモニタリングと評価を行いJICAインドネシア事務所の指示に基づき報告する。
 - エ PDMの活動1-5に基づきプロジェクトにおいて作成してきた回復ガイドライン(ドラフト)に基づくこれまでのプロジェクト活動をレビューし、次期派遣期間の取り組み方針について検討する。
 - オ これまでの民間等外部資金導入の取り組みについてレビューし、次期派遣期間の取り組み方針について検討する。
 - エ 業務調整/荒廃地回復専門家が実施する業務を総括し、助言をおこなう。
- (3) 第2次現地派遣期間(2014年8月上旬～2015年3月中旬)
- ア 以下の業務を実施する。
 - (ア) プロジェクト運営管理全般に関する企画・立案を行う。
 - (イ) プロジェクトの進捗に係るモニタリングと評価を行いJICAインドネシア事務所の指示に基づき報告する。
 - (ウ) 必要に応じ、C/P機関及び我が国側関係機関と協議の上、PDM、POを修正する。
 - (エ) ワークショップ/セミナーの企画・実施を通じて、プロジェクト成果をC/P機関関係者及びドナー関係者、プロジェクトサイトで連携して事業を行う組織等と共有する。
 - (オ) 林業省が行う荒廃地回復に関する林業大臣令等の公的な文書整備を支援する。
 - (カ) PDMの活動1-4に基づき、民間その他組織との連携方策を検討し、協力関係を構築する。
 - (キ) 民間等外部資金導入のための制度の整備・改良に向けた検討を行い、(エ)(オ)の活動に反映させる。
 - (ク) 回復ガイドライン(ドラフト)の現地検証を継続する。
 - (ケ) 回復ガイドラインを最終化し、(オ)の活動に反映させるとともに、(エ)等の活動を通じて、関係者との共有をおこなう。
 - (コ) 回復ガイドラインのプロジェクトサイト以外の国立公園への拡大・普及手法を検討し、(エ)等の活動に反映する。
 - (サ) 「業務調整/荒廃地回復」専門家が実施する業務を総括し、助言を行う。
 - イ 終了時評価のために、資料準備、関係者・関係機関との調整を行い、提言等をふまえた対応方針を検討し、プロジェクトとしての評価案を取りまとめる。
 - ウ 林業省が技術協力プロジェクト専門家を対象に実施している評価会に出席し、活動報告を行う。
 - エ 2014年12月を目途に業務進捗報告書(和文)をJICAインドネシア事務所、JICA地球環境部に提出する。
 - オ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、業務結果をJICAインドネシア事務所、C/P機関等に提出・報告する。
- (4) 帰国後整理期間(2015年3月下旬)
- 全業務従事期間に関する専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA地球環境部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部: JICA地球環境部、JICAインドネシア事務所、プロジェクト、C/P機関)
- (2) 現地業務結果報告書(英文4部: JICA地球環境部、JICAインドネシア事務所、プロジェクト、C/P機関)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部: JICA地球環境部、JICAインドネシア事務所)
専門家業務完了報告書には、回復ガイドライン等、本プロジェクトの成果に係る各種資料を添付すること(インドネシア語で作成されたものは、英訳もしくは和訳すること)。

専門家業務完了報告書には以下の事項を網羅すること。

- ・ 専門家氏名、プロジェクト名、指導科目等、派遣期間、所属先
- ・ 専門家活動内容と成果達成状況
 - 1) 活動内容
 - 2) 達成状況（具体的に解決できた問題点やその結果など）
 - 3) 成果品リスト
 - 4) 計画と進捗に齟齬があった場合の理由
 - 5) プロジェクト事業進捗に果たした専門家業務の役割
- ・ 指導分野およびその関連分野にかかる受入国、協力先の現状と問題点
- ・ 専門家指導分野およびその関連分野で、今後受入国が取り組む必要があると考えられる課題
- ・ 類似プロジェクト、類似分野への今後の協力実施にあたっての教訓、提言等

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空便経路は、成田→ジャカルタ→成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年5月からを予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。なお、C/P機関の受入手続きの進捗に応じて派遣期間等が変更となる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務はジャカルタでの活動が中心となります。

本業務に係る現地のプロジェクトの構成は以下のとおりです（契約締結時に派遣中の専門家）。

- ・ 業務調整/荒廃地回復（長期派遣専門家；勤務地 ジャカルタ）

③ 便宜供与内容

プロジェクトによる便宜供与内容は以下のとおりです。

- ア) 執務スペースの提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ インドネシア国 保全地域における生態系保全のための荒廃地回復能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003141.html>)

- ・ インドネシア共和国 保全地域における生態系保全のための荒廃地回復能力向上プロジェクト中間レビュー調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009859.html>)

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② インドネシア語による業務実施が可能であることが望ましいです。

以上